

令和2年度

家庭教育支援施策の実施状況について

令和3年9月
群馬県

この「令和2年度家庭教育支援施策の実施状況について」は、ぐんまの家庭教育
教育応援条例第18条の規定に基づくものである。

施策の取りまとめにあたっては、同条例第11条から第16条の規定に沿って、
令和2年度の施策の実施状況について整理した。

ぐんまの家庭教育応援条例（抄）

（年次報告）

第18条 知事は、施策の実施状況を議会に報告し、公表する。

家庭教育支援施策の実施状況一覧

凡例：【新規】 新規に追加した施策

1 親としての学びの支援（第11条関係） 8 施策

- ①ぐんまの子どものためのルールブック 50 の配布等 ((教)総務課)
- ②ワクワク子育てトークン普及・実践 (生涯学習課)
- ③職場内家庭教育研修会 (生涯学習課)
- ④親子体験活動 (生涯学習課 (青少年自然の家))
- ⑤ぐんまいいききチャレンジ (生涯学習課 (青少年自然の家))
- ⑥保育アドバイザーの派遣 (総合教育センター)
- ⑦子育て講座 (ほめて育てるコミュニケーション・トレーニング) 出前なんでも講座
(児童福祉・青少年課)
- ⑧ぐんまオリジナル食育教材普及 (健康長寿社会づくり推進課)

2 親になるための学びの支援（第12条関係） 6 施策

- ⑨ワクワク子育てトークン普及・実践 (生涯学習課) [再掲]
- ⑩保育アドバイザーの派遣 (総合教育センター) [再掲]
- ⑪ライフプランニング・キャリア形成推進事業 (生活こども課)
- ⑫「少年の日」「家庭の日」普及啓発作品コンクール (児童福祉・青少年課)
- ⑬思春期保健対策 (児童福祉・青少年課)
- ⑭若い世代食育推進協議会 (健康長寿社会づくり推進課)

3 人材養成等（第13条関係） 11 施策

- ⑮就学前のぐんまの子どもはぐくみプラン (義務教育課)
- ⑯地区別 P T A 指導者研修会 (生涯学習課 (各教育事務所))
- ⑰夕やけ保育研修会 (総合教育センター)
- ⑱家庭教育支援者養成講座 (生涯学習センター)
- ⑲ワクワク子育てトークンファシリテーター養成講座 (生涯学習センター)
- ⑳家庭教育支援幼児安全セミナー (生涯学習センター)
- ㉑【新規】子どもの居場所向け I C T 教室事業 (私学・子育て支援課)
- ㉒母子保健教育研修 (児童福祉・青少年課)
- ㉓虐待予防のための子育て人材育成支援 (児童福祉・青少年課)
- ㉔子育て講座 (ほめて育てるコミュニケーション・トレーニング) トレーナー養成講座
(児童福祉・青少年課)
- ㉕イクボス養成塾 (労働政策課)

4 連携した活動の促進（第14条関係） 10施策

- ②⑥ぐんまの家庭教育応援フォーラム（生涯学習課、生涯学習センター）
- ②⑦地区別家庭教育支援連携会議（生涯学習課（各教育事務所））
- ②⑧地区別家庭教育支援連携モデル事業（生涯学習課（各教育事務所））
- ②⑨家庭教育支援担当者等研修会（生涯学習課）
- ③⑩学校・家庭・地域連携協力推進事業（国庫補助事業）（生涯学習課）
- ③⑪家庭教育支援チームの支援（生涯学習課）
- ③⑫放課後児童クラブ（私学・子育て支援課）
- ③⑬ぐんま子どもの居場所づくり応援県域協議会（私学・子育て支援課）
- ③⑭地域食育推進連携促進事業（健康長寿社会づくり推進課）
- ③⑮群馬県いきいきGカンパニー認証制度（労働政策課）

5 相談体制の充実等（第15条関係） 7施策

- ③⑯児童生徒の心のケアシステム推進（義務教育課）
- ③⑰学びと家庭のサポート（義務教育課）
- ③⑱青少年自立・再学習支援事業（生涯学習課）
- ③⑲地域における学びを通じたステップアップ支援促進事業（生涯学習課）
- ④⑩子ども教育・子育て相談（総合教育センター）
- ④⑪こどもホットライン24（児童福祉・青少年課）
- ④⑫女性の健康支援事業（児童福祉・青少年課）

6 広報及び啓発（第16条関係） 6施策

- ④⑬ぐんまの子どものためのルールブック50の配布等（(教)総務課）〔再掲〕
- ④⑭ぐんまの家庭教育応援条例普及啓発（生涯学習課）
- ④⑮家庭教育支援普及・啓発資料作成（生涯学習課）
- ④⑯群馬県結婚・子育て応援ポータルサイト「ぐんまスマイルライフ」（生活こども課）
- ④⑰「少年の日」「家庭の日」普及啓発作品コンクール（児童福祉・青少年課）〔再掲〕
- ④⑱市町村の家庭教育支援事業等に関する調査（生涯学習課）

（4部局10所属48施策）

1 親としての学びの支援<第11条関係>

県の役割	
<ul style="list-style-type: none"> 県は、親としての学びを支援するための方法の情報収集、研究及び普及を図る。 県は、親としての学びの学習機会を提供するとともに、関係者の取組を支援する。 	
主な実施内容	課題と今後の方向
<ul style="list-style-type: none"> 「ぐんまの親の学びプログラム」を活用した講座「ワクワク子育てトーク」を、県内の学校、公民館等で60回実施し、1,864人が参加した。 「ぐんまの親の学びプログラム」を改訂し、新たに17プログラム作成するとともに、群馬県生涯学習センターホームページに掲載した。 幼稚園等に保育アドバイザーを30件派遣し、研修の参加者は1,228人を超えた。 	<ul style="list-style-type: none"> 全ての親の学びを支援していくために、進行役であるファシリテーターを養成するとともに、「ワクワク子育てトーク」の充実を図る。 今後も子育て世代の親に対する切れ目のない支援を目指し、関係部局間で連携しながら、それぞれの事業を継続していく。

事業名	①ぐんまの子どものためのルールブック50の配布等
担当所属	教育委員会 総務課
決算額	0千円

<事業概要>

公共心や思いやりを育むために、子どもが具体的に実行できるルールを50にまとめ、家庭・地域・学校での活用を促進する。

<実施状況>

- 県民センター、行政事務所及び行政県税事務所での有償配布 16部。
- 「ぐんまの子どものためのルールブック50」のデータを県ホームページにて公開。

事業名	②ワクワク子育てトークン普及・実践
担当所属	教育委員会 生涯学習課
決算額	0千円

<事業概要>

親子の関わり方や親としての心構えなどの気づきや親同士のつながりづくりのためのツールである「ぐんまの親の学びプログラム」を活用した講座を、「ワクワク子育てトークン」として実施し、幅広く普及・実践をする。

<実施状況>

	実施回数(回)	参加者数(人)
(1)保護者向け	38	1,304
(2)中学生向け	0	0
(3)高校生向け	0	0
(4)大学生向け	1	23
(5)行政関係者向け	21	537
合計	60	1,864

※太枠内は「親としての学びの支援」対象者

事業名	③職場内家庭教育研修会
担当所属	教育委員会 生涯学習課
決算額	0千円

<事業概要>

群馬県いきいきGカンパニー認証企業に対し、職場内家庭教育研修会の講師を派遣し、企業等における家庭教育支援の取組を促進する。

<実施状況>

- (1)開催回数 2回（11月4日：たくみ株式会社、12月5日：株式会社 鐵建）
(2)参加者数 21名

事業名	④親子体験活動
担当所属	教育委員会 生涯学習課（青少年自然の家）
決算額	475千円

<事業概要>

自然体験や生活体験等様々な体験活動を通して、子どもたちの感受性や自主性、社会性をはぐくむとともに、親子での協働作業や共通体験により、親子の「きずな」を深める。

<実施状況>

- (1)開催回数 全11回開催
(2)参加者数 延べ270人

事業名	⑤ぐんまいいきいきチャレンジ
担当所属	教育委員会 生涯学習課（青少年自然の家）
決算額	157千円

<事業概要>

様々な要因により社会とうまく関われない青少年に、自然体験や生活文化体験等の様々な機会を提供し、忍耐力や協調性、社会性を育み、青少年の自立を支援する。

参加した青少年の保護者に対し、交流会や情報交換の場を設けるとともに、必要に応じてカウンセリング等による心のケアを行い、家庭の教育力の向上を図る。

<実施状況>

- (1)開催回数 全8回開催
(2)参加者数 延べ98人

事業名	⑥保育アドバイザーの派遣
担当所属	教育委員会 総合教育センター
決算額	165千円

<事業概要>

幼稚園・保育所等からの要請に応じて、保育アドバイザーが出向いて保育者等に向けて研修を実施する。

<実施状況>

派遣先	幼稚園	こども園	保育所	小学校	行政関係	その他	合計	
派遣回数	5回	0回	12回	8回	1回	4回	30回	
参加者	教職員	79人	0人	117人	9人	10人	19人	234人
	保育士	10人	0人	144人	0人	0人	0人	154人
	保護者	18人	0人	0人	313人	0人	18人	349人
	子育て支援者	0人	0人	0人	0人	14人	28人	42人
	幼児	101人	0人	233人	0人	0人	0人	334人
	児童生徒	0人	0人	0人	0人	0人	115人	115人
	合計	208人	0人	494人	322人	24人	180人	1228人

事業名	⑦子育て講座（ほめて育てるコミュニケーション・トレーニング）出前なんでも講座
担当所属	生活こども部 児童福祉・青少年課
決算額	0千円

<事業概要>

良好な親子関係を築き、保護者の子育てによるストレスを軽減し、児童虐待の未然防止を図るための子育て講座（「ほめて育てるコミュニケーション・トレーニング」）の保護者等向けの出前なんでも講座を実施する。

<実施状況>

令和2年度は講座の申し込みが無かった。

事業名	⑧ぐんまオリジナル食育教材普及
担当所属	健康福祉部 健康長寿社会づくり推進課
決算額	62千円

<事業概要>

多くの県民に食育を実践してもらうために、家庭、教育機関、職域、地域等で、楽しく簡単に実践できる食育教材の普及を図る。

<実施状況>

- (1) 本県オリジナル食育教材の無料貸し出し。
- (2) 「ぐんまちゃんと学ぶ食育カルタ」（販売用）を作成し、県民センター、各行政県税事務所、ぐんまちゃん家、イオン高崎店、紀伊國屋書店前橋店で販売。

〈参考：各施策にかかわる指標等〉

計画名	施策名	指標	数値(達成時期)	R2実績
群馬県食育推進計画(第3次)	⑧ ぐんまオリジナル食育教材普及	本県のオリジナル食育教材の種類	10種類(H31)	11種類

2 親になるための学びの支援<第12条関係>

県の役割	
<ul style="list-style-type: none"> 県は、親になるための学びを支援するための方法の情報収集、研究及び普及を図る。 県は、親になるための学びの学習機会を提供するとともに、関係者の取組を支援する。 	
主な実施内容	課題と今後の方向
<ul style="list-style-type: none"> これから親となる世代である大学生を対象に「ワクワク子育てトークン」を実施した。 「ぐんまの親の学びプログラム」を改訂し、新たに17プログラム作成するとともに、群馬県生涯学習センターホームページに掲載した。 ライフデザインセミナーや若い世代の食育推進など、これから親になる若者を対象とした各種講座を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> これから親となる世代を対象とした「ワクワク子育てトークン」の実施を推進するとともに、大学等と連携し親になるための学びを支援する。 ライフデザインに関わる事業において、親としての心構えを学ぶ機会をさらに充実させる。

事業名	⑨ワクワク子育てトークン普及・実践 [再掲]
担当所属	教育委員会 生涯学習課
決算額	0千円

<事業概要>

親子の関わり方や親としての心構えなどの気づきや親同士のつながりづくりのためのツールである「ぐんまの親の学びプログラム」を活用した講座を、「ワクワク子育てトークン」として、中学生、高校生、大学生を対象に実施し、幅広く普及・実践をする。

<実施状況>

	実施回数(回)	参加者数(人)
(1)保護者向け	38	1,304
(2)中学生向け	0	0
(3)高校生向け	0	0
(4)大学生向け	1	23
(5)行政関係者向け	21	537
合計	60	1,864

※太枠内は「親としての学びの支援」対象者

事業名	⑩保育アドバイザーの派遣 [再掲]
担当所属	教育委員会 総合教育センター
決算額	165千円

<事業概要>

幼稚園・保育所等からの要請に応じて、保育アドバイザーが出向いて保育者等に向けて研修を実施する。小学校においては、保護者及び児童を対象に、学校行事において研修を実施した。

<実施状況>

派遣先	幼稚園	こども園	保育所	小学校	行政関係	その他	合計	
派遣回数	5回	0回	12回	8回	1回	4回	30回	
参加者	教職員	79人	0人	117人	9人	10人	19人	234人
	保育士	10人	0人	144人	0人	0人	0人	154人
	保護者	18人	0人	0人	313人	0人	18人	349人
	子育て支援者	0人	0人	0人	0人	14人	28人	42人
	幼児	101人	0人	233人	0人	0人	0人	334人
	児童生徒	0人	0人	0人	0人	0人	115人	115人
	合計	208人	0人	494人	322人	24人	180人	1228人

事業名	⑪ライフプランニング・キャリア形成推進事業
担当所属	生活こども部 生活こども課
決算額	0千円

<事業概要>

大学生や20代の若年社会人等を対象に、県内の各大学や企業等において、「人口減少問題」や「少子化」についての現状や今後の見通しを学びつつ、就職や結婚・子育てなどの自らの人生設計を考えるセミナーを「出前なんでも講座」として実施する。

<実施状況>

- (1)開催回数 2回（大学生向けライフデザインセミナー）
 (2)参加者数 26人

事業名	⑫「少年の日」「家庭の日」普及啓発作品コンクール
担当所属	生活こども部 児童福祉・青少年課
決算額	264千円

<事業概要>

毎月第1土曜日を「少年の日」、第1日曜日を「家庭の日」と定め、青少年の健全育成のための県民運動を推進する。

<実施状況>

- (1) 絵画・ポスターの部と標語の部の募集をし、絵画・ポスターの部 850点、標語の部4, 579点の計5, 429点の応募があった。
 (2) 令和2年12月17日～23日まで県庁県民ホール1階南側で作品展示を行い、「少年の日」「家庭の日」の普及啓発を行った。

事業名	⑬思春期保健対策
担当所属	生活こども部 児童福祉・青少年課
決算額	3, 650千円

<事業概要>

助産師が子どもや保護者に対して命の成り立ちと尊厳等を語ることで、自らの命の大切さと生きるということの意味を認識し、虐待防止の視点から予期しない妊娠を防ぐための性に対する正しい知識を学び、自分のライフプランを考えて将来の行動を選択できるよう、講座を実施する。

<実施状況>

- (1) 小学校 59校 5,036人受講
- (2) 中学校・高校・特別支援学校 14校 2,026人受講

事業名	⑭若い世代食育推進協議会
担当所属	健康福祉部 健康長寿社会づくり推進課
決算額	70千円

<事業概要>

若い世代に関わる関係機関等が協働・連携し、若い世代に対する食育推進について検討・協議をする。

<実施状況>

【協議会】

- (1) 開催回数 1回（7月29日）
- (2) 参加者数 計12人（県内大学の教員及び大学生）

【食文化継承実践活動】

- (1) 開催回数 5回（高崎健康福祉大学、桐生大学、東洋大学、明和学園短期大学、県民健康科学大学（内2校で動画制作）
- (2) 参加者数 延べ375人
- (3) 動画アクセス数 延べ1,162件（令和3年6月15日現在）

<参考：各施策にかかわる指標等>

計画名	施策名	指標	数値（達成時期）	R2実績
群馬県食育推進計画（第3次）	⑭若い世代食育推進協議会	若い世代食育推進協議会の開催	年2回（H31）	5回

3 人材養成等<第13条関係>

県の役割	
<ul style="list-style-type: none"> 県は、大学等と連携し、家庭教育支援の人材養成、資質向上に努めるとともに、関係者相互の連携を推進する。 	
主な実施内容	課題と今後の方向
<ul style="list-style-type: none"> 家庭教育支援者養成講座を実施し、地域において家庭教育支援の核となる人材を養成した。 子育て支援関係者、子どもの居場所づくり関係者の資質向上のための研修を各部局において実施した。 子育て講座（「ほめて育てるコミュニケーション・トレーニング」）トレーナー養成講座の充実に向けて、新たに思春期編の策定に係る意見交換会等を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後も地域における家庭教育支援の核となる人材を養成し、身近な相談相手として保護者に寄り添う家庭教育支援チームの結成を働きかけていく。 「ワクワク子育てトーク」をより多くの機会に実施できるよう、ファシリテーター養成と活動機会の提供を実施する。 子育て及び子どもの居場所づくりに関する人材育成の事業を今後も継続して実施していく。

事業名	⑮就学前のぐんまの子どもはぐくみプラン
担当所属	教育委員会 義務教育課
決算額	54千円

<事業概要>

「就学前のぐんまの子どもはぐくみプラン」の活用推進していくための会議を行い、さらなる本県の幼児期の教育及び保育の充実を図る。

<実施状況>

- (1)開催日 推進会議（年1回）
2月15日
- (2)参加者 推進委員（10名）
大学教授、幼稚園長、保育所長、認定こども園長、小学校長、関係課長、県幼児教育センター長、義務教育課長

事業名	⑯地区別PTA指導者研修会
担当所属	教育委員会 生涯学習課（各教育事務所）
決算額	77千円

<事業概要>

地域におけるPTA活動を振興するため、単位PTAの新役員を主な対象として、PTA活動のあり方や青少年の健全育成を図るための地域活動のあり方等についての研修を各教育事務所毎に実施する。

<実施状況>

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、資料配付による研修を4教育事務所で実施した。

事業名	⑰夕やけ保育研修会
担当所属	教育委員会 総合教育センター
決算額	18千円

<事業概要>

幼児期の教育の充実を図るため、幼児教育施設、小学校、特別支援学校等の教職員、子育て支援者を対象に、幼児教育や家庭教育、幼保こ小の連携・接続をめぐる課題解決のための研修を実施する。

<実施状況>

- (1)開催日 榛東村11月25日、太田市11月30日、伊勢崎市12月3日
伊勢崎市12月24日
- (2)参加者数 119人

事業名	⑱家庭教育支援者養成講座
担当所属	教育委員会 生涯学習センター
決算額	174千円

<事業概要>

地域で家庭教育支援の取組を広げるため、家庭教育支援の概要や実践のための知識・技能の習得にかかる研修を行い、家庭教育支援の核となる人材を養成する。

<実施状況>

- (1)開催日 8月26日、9月24日、9月30日、10月8日、10月17日
- (2)参加者数 延べ335人（内オンライン177人）

事業名	⑲ワクワク子育てトークンファシリテーター養成講座
担当所属	教育委員会 生涯学習センター
決算額	0千円

<事業概要>

親の学びプログラムのファシリテーター（進行役）としての知識や技能等について研修を行い、各地域においてファシリテーターとして活躍できる人材を養成する。

<実施状況>

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止した。

事業名	㊸家庭教育支援幼児安全セミナー
担当所属	教育委員会 生涯学習センター
決算額	0千円

<事業概要>

子育て支援に係る関係者や子育て中の親が、幼児の緊急時における基本的な知識や技術を体得する。医務課と連携し実施。

<実施状況>

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止した。

事業名	㊹【新規】子どもの居場所向けICT教室事業
担当所属	生活こども部 私学・子育て支援課
決算額	604千円

<事業概要>

子どもの居場所に通う子どもやその保護者に対して、ICTへの関心を高めてもらうための体験活動を提供するとともに、居場所実施事業者に対し、ICTを活用した居場所実施方法に関する講演等を行う。

<実施状況>

- (1) 開催日 2月14日
- (2) 参加者 63人

事業名	㊺母子保健教育研修
担当所属	生活こども部 児童福祉・青少年課
決算額	13千円

<事業概要>

母子保健に関する各種研修会等を通じて関係者の知識等の向上を図る。

<実施状況>

母子保健研修会

保健福祉事務所主催で市町村母子保健担当者向け研修会を開催

- (1)開催日：10月26日

- (2)講師及び内容

群馬県立盲学校職員

「弱視等の早期発見及び母子への支援」

- (3)参加者数：20人

事業名	㊸虐待予防のための子育て人材育成支援
担当所属	生活こども部 児童福祉・青少年課
決算額	2,420千円

<事業概要>

児童虐待の予防、早期発見・早期対応のため、児童相談所職員や市町村の要保護児童対策地域協議会の調整担当者等の子育て支援関係者に対する研修等を行う。

<実施状況>

(1) 児童福祉司任用前講習会兼児童福祉司任用資格認定等研修

①開催日 9月24日～11月6日までの計5日間

②修了者数 25人

(2) 児童福祉司任用後研修

①開催日 2月1日～2月26日までの計5回

②修了者数 13人

(3) 要保護児童対策調整機関の調整担当者研修

①開催日 9月24日～11月6日までの計5回

②修了者数 12人

事業名	㊹子育て講座（ほめて育てるコミュニケーション・トレーニング）トレーナー養成講座
担当所属	生活こども部 児童福祉・青少年課
決算額	36千円

<事業概要>

良好な親子関係を築き、保護者の子育てによるストレスを軽減し、児童虐待の未然防止を図るための子育て講座（「ほめて育てるコミュニケーション・トレーニング」）を指導するトレーナーを養成する。

<実施状況>

トレーナー養成講座は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止となったが、新たに思春期編の策定に向けて意見交換会などを行った。

事業名	㊺イクボス養成塾
担当所属	産業経済部 労働政策課
決算額	236千円

<事業概要>

従業員や部下のワーク・ライフ・バランスに配慮できる上司、イクボスを養成するためイクボス養成塾を開催し、男女ともに仕事と家庭を両立しながら、働きやすい職場環境の整備を推進する。

<実施状況>

(1)開催回数 1回

【第1回 オンライン開催】

①日 程：令和3年2月10日

②開催方法：Zoomによるオンライン開催

③講 師：NPO法人ファザーリング・ジャパン 代表理事 安藤 哲也 氏

④内 容：「コロナ禍における経営者・管理職の在り方」に関する講演及びグループワーク

(2)参加者数 41人

4 連携した活動の促進<第14条関係>

県の役割	
<ul style="list-style-type: none"> 県は、保護者をはじめ、学校等、地域住民、地域活動団体、事業者等の関係者が相互に連携して取り組む家庭教育を支援するための活動の促進を図る。 	
主な実施内容	課題と今後の方向
<ul style="list-style-type: none"> 平成28年度に実施した「ぐんまの家庭教育応援キックオフ・ミーティング」を継承し、学校関係者、青少年育成団体、地域活動団体、事業所関係団体等の関係者による「ぐんまの家庭教育応援フォーラム」を実施した。 学校、地域住民、地域団体、行政等が相互に連携するための地区別家庭教育支援連携会議及び連携モデル事業を実施した。 関係部局や市町村と連携し、放課後子ども教室や放課後児童クラブ等の子どもの居場所づくりの取組を県内全域で実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村との連携のもと、家庭教育支援に対して共通の認識をもち、社会全体で家庭教育を支えていく気運を高めていく。 学校、地域住民、地域団体、行政等の連携をさらに推進するため、地区別家庭教育支援連携会議及びモデル事業を引き続き実施する。

事業名	㊸ぐんまの家庭教育応援フォーラム
担当所属	教育委員会 生涯学習課・生涯学習センター
決算額	40千円

<事業概要>

家庭教育支援実践者による講演や現在地域で活動している家庭教育支援チームの取組などを参考に、関係者が家庭教育支援への具体的な取組について考え、実際に活動するための契機とする。

<実施状況>

- (1)開催日 10月17日
 (2)参加者数 133人

事業名	㊹地区別家庭教育支援連携会議
担当所属	教育委員会 生涯学習課（各教育事務所）
決算額	54千円

<事業概要>

保護者、祖父母世代、学校、地域活動団体、事業者等の関係者が、家庭教育の重要性を再認識するとともに、各団体等の連携した取組を推進する。

<実施状況>

- (1)開催日
 中部10月9日、西部9月25日、利根 資料配付、東部 資料配付
 (2)参加者数 53人（中部、西部のみ）

事業名	㊸地区別家庭教育支援連携モデル事業
担当所属	教育委員会 生涯学習課（各教育事務所）
決算額	60千円

<事業概要>

教育事務所がつなぎ役となり、市町村教育委員会、各団体等と連携して、家庭教育支援をテーマとした事業を実施することにより、各地区における家庭教育支援の体制を整備し各団体等の連携した取組の推進を図る。

<実施状況>

(1)開催日

西部 10月4日、吾妻・東部 資料配付

(2)参加者数 29人（西部のみ）

事業名	㊹家庭教育支援担当者等研修会
担当所属	教育委員会 生涯学習課
決算額	0千円

<事業概要>

市町村及び教育事務所担当者等を対象に講演、協議等を行い、市町村における家庭教育支援施策の充実を図る。

<実施状況>

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止した。

事業名	㊺学校・家庭・地域連携協力推進事業（国庫補助事業）
担当所属	教育委員会 生涯学習課
決算額	17,082千円

<事業概要>

幅広い地域住民等の参画により、地域と学校が連携・協働して、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支え、地域を創生する活動を推進する。

<実施状況>

(1)放課後子ども教室：21市町村・184教室（中核市を含む）

(2)外部人材を活用した教育支援活動：10町村・19箇所

(3)地域学校協働本部：7市町村7本部

(4)地域未来塾：7市町村25教室（中核市を含む）

(5)地域における家庭教育支援基盤構築事業：1村1チーム

事業名	㉑家庭教育支援チームの支援
担当所属	教育委員会 生涯学習課
決算額	0千円

<事業概要>

地域で、保護者への寄り添い支援、つながり支援などを行う「家庭教育支援チーム」結成及び活動を支援する。

<実施状況>

- (1) 県内登録数：7団体（5市、1村）
- (2) 文部科学大臣表彰：2団体受賞

事業名	㉒放課後児童クラブ
担当所属	生活こども部 私学・子育て支援課
決算額	1,552,700千円

<事業概要>

昼間家庭に保護者のいない小学生を放課後、土曜日、長期休暇期間等に預かり、適切な遊びや生活の場を与え、その健全な育成を図れるよう市町村が実施する事業を支援する。

<実施状況>

- (1) 実施市町村 34市町村
- (2) クラブ数 523クラブ（支援の単位数：639単位）

事業名	㉓ぐんま子どもの居場所づくり応援県域協議会
担当所属	生活こども部 私学・子育て支援課
決算額	0千円

<事業概要>

子どもの貧困、親の孤立等、子どもや子育て世帯が抱える問題について、その深刻化を未然に防ぐことを目的に、子どもの居場所を活かしたセーフティネットの構築に向け、子ども支援に取り組む自治体や、関係団体等が課題を共有するとともに、必要な仕組みづくりのための協議を行う。

<実施状況>

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため実施を見送った。

事業名	㊸地域食育推進連携促進事業
担当所属	健康福祉部 健康長寿社会づくり推進課
決算額	195千円

<事業概要>

県内を5ブロックに分け、各地域の食育に関わる多様な関係者が、地域の特性に応じた食育推進のための課題等について協議、検討を行う「地域食育推進ネットワーク会議」を開催し、検討結果に基づく連携事業を実施する。

<実施状況>

中部・西部・吾妻・利根沼田・東部地域の5箇所で、地域食育推進ネットワーク会議を6月～8月に書面により開催した。連携事業は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、対面での実施は中止し、新しい生活様式を取り入れた食育活動等に関するアンケート調査及び情報共有等を実施した。

事業名	㊹群馬県いきいきGカンパニー認証制度
担当所属	産業経済部 労働政策課
決算額	240千円

<事業概要>

育児・介護休業制度の利用促進や職場における女性の活躍推進、従業員の家庭教育等ワーク・ライフ・バランスの推進に先導的に取組を進めようとしている企業を認証することで、こうした取組を応援し、男性・女性を問わずすべての労働者が働きやすい職場環境づくりを推進するとともに企業の活性化を図り、県経済に活力を与える。

<実施状況>

- (1) ベーシック認証企業 823社
- (2) ゴールド認証企業 213社

<参考：各施策にかかわる指標等>

計画名	施策名	指標	数値(達成時期)	R2実績
群馬県食育推進計画(第3次)	㊸地域食育推進連携促進事業	地域食育推進ネットワーク体制の整備	5カ所(H31)	5カ所
群馬県産業振興基本計画	㊹群馬県いきいきGカンパニー認証制度	認証取得事業所数	2,500事業所(H31)	1,036社

5 相談体制の充実等〈第15条関係〉

県の役割	
<ul style="list-style-type: none"> 県は、家庭教育及び子育てに関する相談に応じるために、相談体制の整備及び充実、窓口の周知等、必要な施策を実施する。 	
主な実施内容	課題と今後の方向
<ul style="list-style-type: none"> 子育てに関する相談、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる教育相談など、幼児期から高校までの各年代における保護者のニーズに応じた相談を実施した。 福祉面からの支援を充実させるため、巡回型スクールソーシャルワーカーを各教育事務所に継続配置した。 高校中退者や中学卒業後進路未決定者を対象とした学習相談や学習支援を、保護者への相談支援も含め実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> 保護者がより相談しやすくなるよう、広く一般県民に向けて周知するとともに、相談体制をさらに強化していく。 子ども教育・子育て相談について、夜間・休日も含めた電話相談体制で、緊急性を要する相談に適切に対応していく。

事業名	㊸児童生徒の心のケアシステム推進
担当所属	教育委員会 義務教育課
決算額	244,497千円

<事業概要>

スクールカウンセラーを県内全公立小中学校に配置し、校内の教育相談体制の充実を図る。

<実施状況>

県内全公立小中学校にスクールカウンセラーを配置（小学校303校、中学校161校）

事業名	㊹学びと家庭のサポート
担当所属	教育委員会 義務教育課
決算額	9,650千円

<事業概要>

スクールソーシャルワーカーを各教育事務所に配置し、児童生徒が置かれている環境に働きかけて、主に福祉面からの支援を行う。

<実施状況>

- (1) 各市町村教育委員会からの派遣要請に対応できる5名の派遣型スクールソーシャルワーカーを県内3教育事務所に配置
- (2) 36の指定中学校区を定期的に支援する12名の巡回型スクールソーシャルワーカーを県内すべての教育事務所に配置

事業名	㊸青少年自立・再学習支援事業
担当所属	教育委員会 生涯学習課
決算額	5,000千円

<事業概要>

不登校等、様々な悩みを抱える青少年や、いわゆる「ひきこもり」や「ニート」状態にある青少年及びそれらの保護者等を対象とする、相談活動及び体験活動を通じての自立支援を行う。

また、高校中退者等の再学習のための相談及び各種情報の収集・提供を行う。

<実施状況>

- (1) 相談等延べ回数 1,398回
(2) 体験活動実施人数 14人 (延べ28人)
(3) 進路相談会の開催 2回 (延べ17人)

事業名	㊹地域における学びを通じたステップアップ支援促進事業
担当所属	教育委員会 生涯学習課
決算額	2,806千円

<事業概要>

保護者への相談支援も含め、高校中退者や中学卒業後進路未決定者を対象に、高等学校卒業程度の学力を身に付けさせるための学習相談及び学習支援を行う。

<実施状況>

- (1) 学習相談 電話・メール 延べ567人
面談 延べ95人 計 延べ662人
(2) 学習支援 学習支援日 計60日
参加実人数 9人 (延べ138人)

事業名	㊺子ども教育・子育て相談
担当所属	教育委員会 総合教育センター
決算額	19,079千円

<事業概要>

学校・園の生活や学業、いじめや不登校、生活習慣や養育、発達の遅れや就園・就学など、乳幼児から高校生までの教育や子育てに関する相談に対応する。

<実施状況>

- (1) 電話相談 24時間
(2) 来所相談 月曜日～金曜日 9:00～17:00
第2・第4土曜日 9:00～15:00
(3) 相談件数 電話 3,226件
来所 369件
※相談件数は令和3年3月末現在
※相談件数は延べ件数(問い合わせ・無言等を除く)

事業名	㊴こどもホットライン24
担当所属	生活こども部 児童福祉・青少年課
決算額	10,823千円

<事業概要>

18歳未満の子どもに関する電話相談。

<実施状況>

- (1)相談時間 24時間対応
(2)相談件数 3,031件

事業名	㊵女性の健康支援事業
担当所属	生活こども部 児童福祉・青少年課
決算額	137千円

<事業概要>

育児不安のある保護者を対象に、保健福祉事務所において、医師等による「子育てこころの相談」や「産後うつの相談」を行う。

<実施状況>

県内3か所の保健福祉事務所において実施。

- (1)開催総回数 8回
(2)相談利用件数 実人数 7人
延べ人数 8人

6 広報及び啓発<第16条関係>

県の役割	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 県は、科学的知見に基づく家庭教育に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行う。 ・ 県は、保護者の役割及び社会全体で家庭教育を支援することの重要性等の啓発を行う。 	
主な実施内容	課題と今後の方向
<ul style="list-style-type: none"> ・ 「ワクワク子育てトーク」のチラシの作成・配布、ぐんまの家庭教育応援条例普及・啓発チラシ等の配布により、県民に対して家庭教育支援に関する取組について周知を図った。 ・ 子育て情報や青少年の健全育成情報等を提供する群馬県結婚・子育て応援ポータルサイト「ぐんまスマイルライフ」の運営では、88万回を超える閲覧があった。 ・ 県内の各市町村における家庭教育支援事業の実施状況に関する調査を実施し、結果を研修会等で提供した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例は、家庭教育支援の考え方の基礎になる部分であるので、今後もあらゆる機会を活用して周知を図り、企業、関係団体、県民の理解を一層深めていく。 ・ 家庭教育支援に関する調査を実施し、今後の施策に生かしていく。

事業名	㊸ぐんまの子どものためのルールブック50の配布等〔再掲〕
担当所属	教育委員会 総務課
決算額	0千円

<事業概要>

公共心や思いやりを育むために、子どもが具体的に実行できるルールを50にまとめ、家庭・地域・学校での活用を促進する。

<実施状況>

- ・ 県民センター、行政事務所及び行政県税事務所での有償配布 16部。
- ・ 「ぐんまの子どものためのルールブック50」のデータを県ホームページにて公開。

事業名	㊹ぐんまの家庭教育応援条例普及啓発
担当所属	教育委員会 生涯学習課
決算額	0千円

<事業概要>

家庭教育支援条例策定の趣旨等について、市町村、各教育機関、保護者、事業所等にリーフレットを配布する等、広く周知を図り、社会全体で家庭教育を支援する機運を醸成する。

<実施状況>

- (1) 配布先 県教委主催事業の参加者及び各教育事務所、県生涯学習センター

事業名	㊸家庭教育支援普及・啓発資料作成
担当所属	教育委員会 生涯学習課
決算額	99千円

<事業概要>

家庭教育支援に係る取組を紹介する資料を作成・配布し、市町村、各教育機関、保護者、事業所等に広く周知を図り、社会全体で家庭教育を支援する機運を醸成する。

<実施状況>

- (1) 配布先 県教委主催事業の参加者及び各教育事務所、生涯学習センター
(2) 作成部数 20,000部

事業名	㊹群馬県結婚・子育て応援ポータルサイト「ぐんまスマイルライフ」
担当所属	生活こども部 生活こども課
決算額	645千円

<事業概要>

結婚支援や子育て情報、青少年の健全育成など県が有する情報を発信する。

<実施状況>

サイト閲覧数 885,791件

事業名	㊺「少年の日」「家庭の日」普及啓発作品コンクール〔再掲〕
担当所属	生活こども部 児童福祉・青少年課
決算額	264千円

<事業概要>

毎月第1土曜日を「少年の日」、第1日曜日を「家庭の日」と定め、青少年の健全育成のための県民運動を推進する。

<実施状況>

- (1) 絵画・ポスターの部と標語の部の募集をし、絵画・ポスターの部 850点、標語の部4,579点の計5,429点の応募があった。
(2) 令和2年12月17日～23日まで県庁県民ホール1階南側で作品展示を行い、「少年の日」「家庭の日」の普及啓発を行った。

事業名	㊻市町村の家庭教育支援事業等に関する調査
担当所属	教育委員会 生涯学習課
決算額	0千円

<事業概要>

県内の各市町村教育委員会で実施している家庭教育支援に関する事業等について把握し、本県の家庭教育支援の充実を図る。

<実施状況>

(1)家庭教育支援団体数 計264団体

【団体の種類】

家庭教育支援チーム、子育てサークル、子育てサロン、母親クラブなど

【活動の種類】

家庭と地域の交流の場づくり、親への学びの場の提供、地域社会から孤立した親への支援、家庭教育支援団体の連携促進

(2)市町村家庭教育支援事業数 計121事業

【主な事業内容】

学習機会の提供、情報提供・普及啓発・広報、人材養成、相談事業

ぐんまの家庭教育応援条例

子どもは豊かな個性と限りない可能性を持ってこの世に生をうける。その個性と才能は愛情あふれる家庭で生まれ、磨かれていく。

家庭教育は全ての教育の出発点であり、子どもに基本的な生活習慣、自立心、礼儀、社会のルール等を身につけさせるとともに、心身の調和のとれた人格の完成を目指すためにも極めて重要である。

群馬県は、古くから養蚕、製糸、織物業等が盛んであり、これらに関連する文化財が、日本遺産「かかあ天下—ぐんまの絹物語—」として国に認定されている。群馬県では絹産業などで広く活躍する女性をたたえ「かかあ天下」と呼び、「からっ風」とともに上州の名物となっている。

このような風土の中で、群馬の子どもたちは、一生懸命に働く親や家族の姿を見ながら、親や祖父母を敬うこと、働くことの尊さを学び、たくましく育ってきた。

いつの時代においても、子どもを大切に育てることは、家庭の責務であるが、現代では少子化、核家族化などの家族形態の多様化、地域とのつながりの希薄化などに加え、経済格差による貧困問題等、家庭を取り巻く環境は大きく変化している。

更に、子育てに対する不安や問題を抱え、孤立化する保護者も増加しており、その結果、過保護や過干渉、放任や虐待など、家庭の教育力の低下が指摘されている。

これまで、行政、学校等において、家庭教育の支援のための取組が行われてきた。家庭の教育力向上のためには、ワークライフバランスへの配慮等も含め、更に充実した取組が求められており、各家庭が家庭教育の意義を改めて認識し、責任を自覚するとともに、家庭を取り巻く学校等、地域住民、地域活動団体、事業者、行政その他関係者が、各家庭の自主性を尊重しつつ、連携を図り家庭教育を支えていくことが必要である。

ここに、各家庭が主体的に家庭教育に取り組むための環境整備に努めるとともに、家庭教育を社会全体で応援し、地域の宝である子どもたちが、将来に希望を持ち健やかに成長することをともに喜びあえる群馬県を目指して、この条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、家庭教育の支援についての基本理念及びその実現を図るために必要な事項を定め、家庭教育への支援策を総合的に推進することにより、保護者が親として学び成長していくこと及び子どもが将来親になることに備え学ぶことを促すとともに、子どもの健全な成長のために必要な生活習慣の確立、自立心の育成及び心身の調和

のとれた発達を図り、もって群馬の子どもたちが生涯にわたって、幸福で豊かな生活を営めることを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「家庭教育」とは、家庭において保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護するものをいう。以下同じ。）がその子どもに対して行う教育をいう。

2 この条例において「子ども」とは、おおむね十八歳以下の者をいう。

3 この条例において「学校等」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（大学を除く。）、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第六項に規定する認定こども園をいう。

4 この条例において「地域活動団体」とは、社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第十条に規定する社会教育関係団体、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条の二第一項に規定する地縁による団体その他の団体で地域的な活動を行うものをいう。

(基本理念)

第三条 家庭教育の支援は、保護者がその子どもの教育について第一義的責任を有するという認識の下に、学校等、地域住民、地域活動団体、事業者、行政その他社会の全ての構成員が、家庭の自主性を尊重しつつ、それぞれの役割を果たすとともに、相互に協力しながら、一体的に取り組むことを旨とする。

2 家庭教育の支援は、一人一人の子どものかげがえのない個性を尊重するとともに、多様な家庭環境に配慮して行わなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、家庭教育の支援を目的とした体制を整備するとともに、家庭教育を支援するための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、前項の規定により施策を策定し、及び実施しようとするときは、保護者をはじめ、市町村、学校等、地域住民、地域活動団体、事業者その他の関係者と連携して取り組むとともに、保護者及び子どもの障がいの有無、保護者の経済状況その他の家庭の状況に配慮するものとする。

(市町村との連携)

第五条 県は、市町村が家庭教育を支援するための施策を策定し、又は実施しようとするときは、市町村に対して情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(保護者の役割)

第六条 保護者は、子どもに愛情をもって接するとともに、幼少期において親子間での安定した愛着の形成が図られるよう努めるものとする。

2 保護者は、一人一人の子どもの個性を尊重し、子どもの健全な成長のために必要な生活習慣の確立、自立心の育成及び心身の調和のとれた発達を図るとともに、自らも成長していくよう努めるものとする。

(祖父母の世代の役割)

第七条 祖父母の世代は、子育てに関する知恵や経験を生かし、家庭教育に対する支援や協力を行うよう努めるものとする。

(学校等の役割)

第八条 学校等は、基本理念にのっとり、保護者、地域住民等と連携して、子どもの健全な成長のために必要な生活習慣の確立、自立心の育成及び心身の調和のとれた発達を図り、子どもたち一人一人が多様な個性や能力を発揮できるよう育むことに努めるものとする。

2 学校等は、県及び市町村が実施する家庭教育を支援するための施策に協力するよう努めるものとする。

(地域住民等の役割)

第九条 地域住民及び地域活動団体は、基本理念にのっとり、保護者等と連携し、地域の歴史、伝統、文化、スポーツ等の行事、学習支援活動等を通じて、子どもの健全な育成を図るとともに、家庭教育を支援するための取組を積極的に行うよう努めるものとする。

2 地域住民及び地域活動団体は、県及び市町村が実施する家庭教育を支援するための施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第十条 事業者は、家庭教育における保護者の役割の重要性に鑑み、基本理念にのっとり、従業員の仕事と家庭生活の両立が図られるよう必要な就業環境の整備に努めるものとする。

2 事業者は、県及び市町村が実施する家庭教育を支援するための施策に協力するよう努めるものとする。

(親としての学びの支援)

第十一条 県は、親としての学び（保護者が、子どもの発達段階に応じて大切にしたい家庭教育の内容、子育ての知識その他の親として成長するため

に必要なことを学ぶことをいう。次項において同じ。）を支援するため、その学びの方法の情報収集、研究及び普及を図るものとする。

2 県は、親としての学びの学習機会を提供するとともに、学校等、地域住民、地域活動団体その他の関係者の取組に対し支援するものとする。

(親になるための学びの支援)

第十二条 県は、親になるための学び（子どもが、家庭の役割、子育ての喜びや大切さその他の将来親になるために必要なことを学ぶことをいう。次項において同じ。）を支援するため、その学びの方法の情報収集、研究及び普及を図るものとする。

2 県は、親になるための学びの学習機会を提供するとともに、学校等、地域住民、地域活動団体その他の関係者の取組に対し支援するものとする。

(人材養成等)

第十三条 県は、大学等、専門的知識を有する関係機関と連携を図り、家庭教育の支援を行う人材の養成及び資質の向上に努めるとともに、家庭教育の支援を行う関係者相互の連携を推進するものとする。

(連携した活動の促進)

第十四条 県は、保護者をはじめ、学校等、地域住民、地域活動団体、事業者その他の関係者が相互に連携して取り組む家庭教育を支援するための活動の促進を図るものとする。

(相談体制の充実等)

第十五条 県は、家庭教育及び子育てに関する相談に応ずるため、相談体制の整備及び充実、相談窓口の周知その他の必要な施策を実施するものとする。

(広報及び啓発)

第十六条 県は、科学的知見に基づく家庭教育に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行うものとする。

2 県は、家庭教育における保護者の果たす役割及び社会の全ての構成員が家庭教育を支援することの重要性について、県民の理解を深め、かつ、意識を高めるための啓発を行うものとする。

(財政上の措置)

第十七条 県は、家庭教育を支援するための施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(年次報告)

第十八条 知事は、毎年度、家庭教育を支援するための施策の実施状況を取りまとめ、議会に報告するとともに、公表するものとする。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。